

令和6年10月17日

酒々井町長 小坂 泰久 様

酒々井町上下水道事業運営審議会

会 長 加 瀬 進



酒々井町下水道条例の一部を改正する条例（案）について（答申）

令和6年7月23日付、酒上下審第3号で諮問のあった酒々井町公共下水道使用料の改定について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

1. 下水道使用料の改定について

公共下水道使用料金については、現在の使用料より平均25.3%アップした金額で、下表のとおり改定されることが適当であると認める。

改定前		改定後		アップ額
料 金	単価（税込み）	料 金	単価（税込み）	
基本料金	810 円（891 円）	基本料金	850 円（935 円）	40 円（44 円）
0 m ³ - 10 m ³		1 m ³ 超 - 10 m ³	30 円（33 円）	30 円（33 円） 皆増
10 m ³ 超 - 20 m ³	125 円（137.5 円）	10 m ³ 超 - 20 m ³	170 円（187 円）	45 円（49.5 円）
20 m ³ 超 - 30 m ³	135 円（148.5 円）	20 m ³ 超 - 30 m ³	180 円（198 円）	45 円（49.5 円）
30 m ³ 超 - 50 m ³	145 円（159.5 円）	30 m ³ 超 - 50 m ³	190 円（209 円）	45 円（49.5 円）
50 m ³ 超 - 100 m ³	175 円（192.5 円）	50 m ³ 超 - 100 m ³	220 円（242 円）	45 円（49.5 円）
100 m ³ 超 - 500 m ³	215 円（236.5 円）	100 m ³ 超 - 500 m ³	260 円（286 円）	45 円（49.5 円）
500 m ³ 超	255 円（280.5 円）	500 m ³ 超	275 円（302.5 円）	20 円（22 円）

2. 下水道使用料区分の見直し

これまで採用してきた基本水量制については、下水道供給開始当初は、最低限の排水量を基本料金に含めることで下水道の接続を促進し、公衆衛生に寄与するために採用してきたが、普及率が9割を超えた現在においては、一定の目的は達成されており、また、単身世帯の増加により1か月あたりの使用水量の減少世帯が増加していることや節水努力をされている世帯に対して不公平が生じている等の理由により、今回の使用料改定では、現行の使用料体系で採用している「基本水量制」を廃止し、「基本使用料＋従量制」に使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を組み合わせた料金体系を採用する。

また、酒々井町の使用料区分は、近隣市町に比べて累進度が高く、使用料全体の約34.6%を負担している使用水量の多い利用者（企業等）にとっては、企業経営そのものに対する影響が大きいものとなっていることから平準化について今後検討していくものとする。

3. 下水道使用料の算定期間

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたる期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなることから、今回の使用料の算定期間は、概ね3年間の目標として設定する。

4. 附帯意見

- ・ 今回の使用料の見直し以降、適正な使用料については、原則3年ごとに検討を行うこと。
- ・ 下水道使用料の改定は、町民生活や企業経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解していただけるよう、情報を公開し周知に努めること。
- ・ 町は、有収水量及び徴収率の向上に努めることを切望する。